

電気供給契約に関する重要事項説明書（グリーンでんき）

電気事業法第2条の13の規定にもとづき、電気供給契約の締結にあたっての重要な事項を以下のとおり記載いたしますので、内容にご同意のうえお申込みください。

本書に記載のない事項については、TG オクトパスエナジー株式会社（以下、「当社」といいます。）が別に定める「電気供給約款（グリーンでんき）【低圧】」（以下、「約款」といいます。）ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下、「一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下、「託送供給等約款」といいます。）によります。

約款は、当社ホームページ（<https://octopusenergy.co.jp/terms>）でご確認いただけます。

1. ご契約の成立および契約期間について

- （1）電気供給契約（以下「供給契約」といいます。）は、お客さまからの申込み（別途取り決めの無い限り当社所定の書面を使用した申込みに限ります。）を当社が承諾したときに成立いたします。
- （2）契約期間は供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- （3）契約期間満了日の1ヶ月前までに、お客さまから当社に対する、または当社からお客さまに対する供給契約終了の当社所定の方法による意思表示がない限り、供給契約の契約期間は契約終了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

2. 電気の供給開始予定日等

供給開始予定日等は、当社から別途通知させていただきます。一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。当社は、お客さまの供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

3. 電気料金

ご契約いただく電気料金メニューや契約電流（A）、契約電力（kW）または契約容量（kVA）は、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

電気料金は、お申込み内容に応じた契約種別定義書等に定める基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものになります。なお、電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。料金単価は当社ホームページの契約料金種別定義書をご確認ください（<https://octopusenergy.co.jp/terms>）。

4. 使用電力量の計測方法および料金の算定期間

- （1）使用電力量等の計量は、一般送配電事業者が計量した値をもとにします。最大供給電力の計量は、一般送配電事業者が設置した30分最大需用電力量により行うものといたし

ます。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

- （2）料金の算定期間は、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。

5. 供給電圧及び周波数

供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

6. 供給設備の工事負担

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまより負担金を申し受けます。

7. 料金その他のお支払方法

電気料金の支払い方法は、クレジットカードまたは金融機関の口座から自動引き落としの方法による支払いとさせていただきます。詳細は当社の定めるところによるものとします。なお、書面による請求書の発行を希望される場合は、有料（請求書1通330円（税込））で発行いたします。

8. 延滞利息

延滞利息は、年14.6パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

9. ご契約の変更及びそれにかかる料金

- （1）供給契約の内容は原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが供給契約の変更を希望する場合は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。当社と協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。
- （2）お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または供給契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

10. お客さまのお申し出による解約について

お客さまが契約の解約を希望する場合は以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 1. 当社からの申し出による契約の変更、解約

- (1) 当社は、お客さまが支払期限を経過してなお、料金を支払わない場合、お客さまが契約種別定義書および約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延利息、保証金、違約金、工事費負担金、その他約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合、約款第 28 条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、15 日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が供給を終了させるための処置を行った日に供給契約は消滅するものといたします。

1 2. 違約金

お客さまが、約款第 28 条（供給の停止）第(3)項ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

1 3. 託送供給等約款の遵守

- (1) 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (2) お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社にご連絡くださいようご協力ください。
 - 1 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
 - 2 お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。
 - 1 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - 2 非常変災の場合
 - 3 その他保安上必要がある場合
- (4) そのほか、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

1 4. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、供給契約締結時において「反社会的勢力」ではないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。

①暴力団、②暴力団員または暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ロゴ、⑦特殊知能暴力団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者が経営していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、および⑬役員または経営に実質的に関与している者（暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。）ではないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。

- (2) お客さまおよび当社は、供給契約締結時において「反社会的行為」（①暴力的な要求、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為、および⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいいます。）を行っていないことを表明および保証し、また、将来においても反社会的行為を行わないことを確約します。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が第(1)項または第(2)項のいずれかに違反した場合は、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、催告等なくして直ちに相手方に通知することにより供給契約を解除することができるものとします。
- (4) お客さまおよび当社は、本条第(3)項に基づく解除により、本条第(1)項または第(2)項に違反した相手方に損害を与えた場合においても、一切の損害賠償の責任を負わないものとします。

1 5. GREENa RE100 プラン（適用されるお客さまのみ対象）

- (1) GREENa RE100 プラン*は、当社が調達する電気にあわせて当社が FIT 非化石証書（再エネ指定）または非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を調達することにより提供するプランです。
- (2) GREENa RE100 プランの電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（<https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-greena-re100>）をご確認ください。
- (3) GREENa RE100 プランの電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社ホームページ（<https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-greena-re100>）にてお知らせします。

*対象となる契約種別

- ・【GREENa RE100 ファミリー】東北電力エリア／東京電力エリア／中部電力エリア／関西電力エリア／中国電力エリア／九州電力エリア
- ・【GREENa RE100 ビジネス】東北電力エリア／東京電力エリア／中部電力エリア／

関西電力エリア／中国電力エリア／九州電力エリア

- ・【GREENa RE100 動力】東北電力エリア／東京電力エリア／中部電力エリア／関西電力エリア／中国電力エリア／九州電力エリア
- ・【GREENa RE100 ナイト割】東京電力エリア／中部電力エリア／関西電力エリア

16. その他

- (1) 以上に記載がない事項の取り扱いは、当社が定める約款および一般送配電事業者が定める託送供給等約款によります。
- (2) 当社は約款を変更する場合があります。この場合、当社ホームページ等を通じてあらかじめご案内いたします。
- (3) お申込みおよび各種お問い合わせは以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

- ・小売電気事業者：TG オクトパスエナジー株式会社
- ・登録番号：A0793
- ・住所：東京都中央区日本橋箱崎町 41 番 12 号 KDX 箱崎ビル 8 階
- ・電話番号：0800-080-7927
- ・受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
- ・メールアドレス：hello@octopusenergy.co.jp

(2022年2月1日制定)